

## Vol.9

### 外来迅速検体加算について

平成 20 年 4 月 1 日から「外来迅速検体加算」の項目が改定され、泌尿器科診療所でも算定できる項目が新たに追加されました。ところが一部解釈で混乱が生じていますので、ご連絡申し上げます。

今回の4月の改定で下記のとおり「すべての」という文言が削除されました。点数解釈(20-4)271 ページ

3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5 項目を限度として、第 1 節第 1 款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ 5 点を加算する。

(1) 当日当該保険医療機関で行われた検体検査について、当日中に結果を

説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた

場合に、5 項目を限度として検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ 5 点を加算する。

(2) 以下省略

これにより、各医療機関では、当日結果の出たものについて用紙に記録して患者さんに渡して説明をして診療すれば算定できると解釈されたと思います。

ところが、厚生労働省の疑義解釈で

「問 99 答 ひとつでも結果が出なくて情報提供できなければ算定できない」となっています。

そこで日本臨床泌尿器科医会・理事会(平成 20 年 7 月 20 日開催)で協議をした結果、諸般の事情を考慮して厚生労働省の疑義解釈に従うこととしました。ご不満はあろうかと思いますが、ご了承下さい。

尚、この問題につきましては、次回の日本医師会・診療報酬検討委員会で宮崎専務理事が問題提起することになっています。新たな見解がでましたら、会報・ホームページ等でお知らせいたします。

### 外来迅速検体検査加算が算定できる検査項目

区分番号 検査項目

D000 尿中一般物質定性半定量検査(院内で行った場合に算定)

D002 尿沈渣顕微鏡検査(院内で行った場合に算定)

D003 糞便検査

8.ヘモグロビン定量

D005 血液形態・機能検査

1.赤血球沈降速度測定(院内で行った場合に算定)

6.末梢血液一般検査

9.ヘモグロビン A1c(HbA1c)

D006 出血・凝固検査

1.プロトロンビン時間測定  
11.線維素分解産物(FDP)測定  
15.D-D ダイマー定量  
D007 血液化学検査  
1.総ビリルビン  
1.総蛋白  
1.尿素窒素(BUN)  
1.クレアチニン  
1.尿酸  
1.アルカリフォスファターゼ  
1.コリンエステラーゼ (ChE)  
1.γ-グルタミールトランスぺプチダーゼ (γ-GTP)  
1.中性脂肪  
1.Na 及び Cl  
1.K  
1.Ca  
1.グルコース  
1.乳酸脱水素酵素(LDH)  
1.クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)  
4.HDL-コレステロール  
4.総コレステロール  
4.グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)  
4.グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)  
5.LDL-コレステロール  
14.グリコアルブミン  
D008 内分泌学的検査  
7.甲状腺刺激ホルモン(TSH)精密測定  
10.遊離サイロキシン(FT4)精密測定  
10.遊離トリヨードサイロニン(FT3)精密測定  
D009 腫瘍マーカー  
2.癌胎児性抗原(CEA)精密測定  
2.α-フェトプロテイン(AFP)精密測定,  
5.PSA 精密測定  
6.CA19-9 精密測定  
D015 血漿蛋白免疫学的検査  
1.C反応性蛋白(CRP)定量  
D017 排泄物, 滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査  
3.その他のもの